

7 苦情の処理

(1) 苦情処理の状況

① 典型7公害に関する苦情

典型7公害に関する種類別苦情件数、総件数およびそれらの経年変化を図3-4-7-1に示す。

平成26年度の総件数は26件であり、油流出等による水質汚濁（12件）が最も多く、騒音（10件）、大気汚染・悪臭（各1件）と続いている。

苦情発生源を業種別にみると、表3-4-7-1に示すように、製造事業所11件（42%）と最も多かった。都市計画法の用途地域別にみると、表3-4-7-2に示すように、その他の地域（都市計画法の用途指定がなされていない地域）が16件（61%）と最も多く、準工業地域の5件と続いている。

図 3-4-7-1 苦情発生件数の経年変化

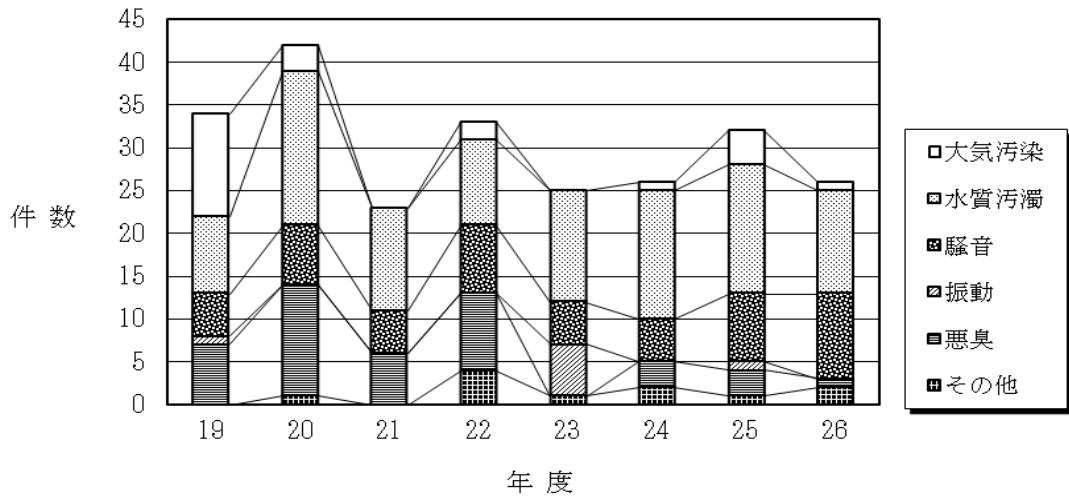


表 3-4-7-1 発生源別苦情発生件数

業 種	年 度							
	19	20	21	22	23	24	25	26
1 製造事業所	14	18	9	13	12	7	12	11
2 修理工場	0	0	0	0	0	0	0	0
3 建築・土木工事	4	2	2	2	4	0	2	4
4 交通機関	0	0	0	2	0	0	1	0
5 牧畜・養豚・養鶏	0	1	1	1	1	0	0	0
6 下水・清掃事業	0	0	0	3	0	0	0	0
7 娯楽・スポーツ施設	0	0	0	0	0	1	1	0
8 家庭生活	5	1	1	3	2	7	3	3
9 鉱業施設	0	0	0	0	0	0	0	0
10 商店・飲食店	0	1	2	1	0	3	2	1
11 事務所	0	0	0	0	0	1	0	0
12 その他	2	5	2	5	1	2	6	0
13 不明	9	14	6	3	5	5	5	7
合計	34	42	23	33	25	26	32	26

表 3-4-7-2 用途地域別苦情発生件数

用途地域 \ 公害等の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
第一種低層住居専用	0	1	1	0	0	0	0	0	2
第二種低層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用	0	0	1	0	0	0	0	0	1
第二種中高層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居	0	1	1	0	0	0	0	0	2
第二種住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業	0	2	2	0	1	0	0	0	5
工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の地域	1	8	5	0	0	0	0	2	16
合計	1	12	10	0	1	0	0	2	26

② 典型7公害以外の苦情

平成26年度は、不法投棄65件、動物死骸の処理397件、電波障害0件、空き地管理62件の苦情があった。(表3-4-7-3)

表 3-4-7-3 典型7公害以外の苦情発生件数

種類	件数
不法投棄	65
動物死骸の処理	397
電波障害	0
空き地等の管理	62
合計	524

(2) 苦情処理対策

平成26年度に環境課が受理した苦情件数は、典型7公害以外の苦情を含め550件であった。これらの苦情については、次のように処理している。

① 典型7公害に関する苦情処理

公害関係の苦情の処理は、鯖江市公害防止条例に基づき、苦情・陳情について迅速かつ適正な処理をするため、「鯖江市公害苦情処理要綱」(平成14年4月1日施行)を定めて関係各課との連絡調整を行いながら対応している。

平成26年度中に処理して解決した件数は、表3-4-7-4に示すように26件であった。

表 3-4-7-4 公害関係苦情処理状況

区分 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
直接処理	1	12	10	0	1	0	0	2	26
他機関へ移送	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	12	10	0	1	0	0	2	26

② 典型7公害以外の苦情処理

不法投棄、電波障害については、関係機関との連絡調整を行いながら対応している。動物の死骸については、道路上等の公共領域に限り市が回収している。空き地の管理については、「環境市民条例」に基づき、所有者(管理者)に対して年2回の除草等の適正な管理を義務づけている。市では毎年6月に市内空き地の実態調査を行い、所有者(管理者)に対して除草の通知を行っている。さらに、これらの空き地のほか宅地造成等によって、新たに空き地となり苦情が生じた場合には、現状を調査し、随時、所有者または管理者に対して除草等の清掃美化指導を行っている。